

## ウ 関係法令抜粋

■静岡県土採取等規制条例(静岡県条例第42号)(令和4年7月1日以前)

(目的)

第1条 この条例は、土の採取等について必要な規制を行うことにより、土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害を防止するとともに、土の採取等の跡地の緑化等の整備を図り、もって県民の生命、身体及び財産の安全の保持と環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「土の採取等」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 切土、床掘その他の土地の掘さくをする行為
- (2) 埋土又は盛土をする行為

(土の採取等の計画の届出)

第3条 土の採取等を行おうとする者は、当該土の採取等に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、当該土の採取等を行う場所ごとに、土の採取等の計画を定め、知事に届け出なければならない。ただし、非常災害のために土の採取等を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

2～4 (略)

(変更の届出)

第4条 前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同条第2項第3号から第9号までに掲げる事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の15日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(措置命令)

第6条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで土の採取等を行っているときその他土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該土の採取等を行っている者に対し、期限を定めて、当該土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害を防止するための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(停止命令)

第7条 知事は、土の採取等を行っている者が前条の規定による命令に従わないとき、又は土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、当該土の採取等を行っている者に対し、当該土の採取等の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 知事は、第3条第1項の規定に違反して届出をせず、又は同項若しくは第4条第2項の規定による届出に係る第3条第2項第3号から第9号までに掲げる事項の内容に違反して、土

の採取等を行つている者に対し、当該土の採取等の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(完了等の届出)

第8条 第3条第1項又は第3項の届出をした者は、当該届出に係る土の採取等を完了し、又は廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(土の採取等の跡地に係る措置命令)

第9条 知事は、土の採取等に係る跡地について、土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の防止のため必要があると認めるときは、当該土の採取等の完了の日又は廃止の日から2年間に限り、当該土の採取等を行つた者に対し、期限を定めて、土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(土の採取等の跡地の緑化等の勧告)

第10条 知事は、土の採取等に係る跡地の周辺の環境の保全のため必要があると認めるときは、土の採取等を行つた者に対し、当該土の採取等に係る跡地について緑化等必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(適用除外等)

第14条 この条例の規定は、次に掲げる土の採取等については、適用しない。

- (1) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土の採取等
  - (2) 法令に基づく許可、認可、届出等に係る土の採取等で規則で定めるもの
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、通常管理行為として行う土の採取等、軽易な土の採取等その他の災害の発生のおそれが少ないと認められる土の採取等で規則で定めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、市町が、当該市町の区域内における土の採取等(第2条第2号の行為及び当該行為を行う場所を含む一団の土地の区域において当該行為と一連の行為として行われる同条第1号の行為に限る。以下この項において同じ。)について、この条例の規定による土の採取等の規制に比べ、その規制の態様及び違反行為に対する処罰の程度を強化する条例を施行した場合には、当該条例の施行の日(次項において「施行日」という。)以後当該条例の規定の適用を受ける土の採取等については、この条例の規定は、適用しない。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前にした行為及び施行日前にされた第6条の規定による命令に関し施行日以後にした行為に対する罰則については、第16条から第18条までの規定を適用する。

(一部改正〔平成9年条例35号・19年42号〕)

(罰則)

第16条 第6条又は第7条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(一部改正〔平成 4 年条例 29 号〕)

第 17 条 第 3 条第 1 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第 9 条の規定による命令に違反した者は、10 万円以下の罰金に処する。

(一部改正〔平成 4 年条例 29 号〕)

#### 浜松市における権限移譲

令和 4 年 7 月 1 日「静岡県事務処理の特例に関する条例」、「静岡県土採取等規制条例」の一部改正及び「静岡県盛土等の規制に関する条例」施行に伴い権限は静岡県へ移譲された。

静岡県盛土等の規制に関する条例の施行に伴う経過措置

静岡県盛土等の規制に関する条例 (抄)

#### 附 則

- 8 この条例の施行前にした改正前の条例第 2 条第 2 号に掲げる行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした同号に掲げる行為に関する静岡県土採取等規制条例第 9 条及び第 10 条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 9 この条例の施行前にした行為及び附則第 7 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**■静岡県土採取等規制条例施行規則(静岡県規則第 4 号)(令和 4 年 7 月 1 日施行以前)**

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡県土採取等規制条例(昭和 50 年静岡県条例第 42 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(土の採取等の計画の届出)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項又は第 3 項の規定による届出は、様式第 1 号による土の採取等計画届出書によつてしなければならない。

2 条例第 3 条第 2 項第 9 号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土の採取等の目的
- (2) 土の採取等に係る土の運搬の方法及び土の搬出先又は搬入先その他土の運搬に関する事項

3 条例第 3 条第 4 項の規定で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土の採取等を行う場所の位置及び土の採取等に係る土の運搬の経路を示す地図(縮尺 5 万分の 1 以上)
- (2) 土の採取等を行う場所及びその周辺の地域の状況を示す見取図
- (3) 土の採取等を行う場所の実測平面図で当該土の採取等の計画を記載したもの(縮尺 1,000 分の 1 以上)
- (4) 土の採取等を行う場所の実測縦断面図及び実測横断面図で当該土の採取等の計画を記載したもの(縮尺が 500 分の 1 以上)
- (5) 土の採取等を行う場所の求積図(縮尺 500 分の 1 以上)及び土の採取等に係る土量計算書
- (6) 土の採取等を行う場所及びこれに隣接する土地の公図の写し
- (7) 土の採取等を行う場所で当該土の採取等を行うことについて権原を有することを証する書面
- (8) 土の採取等に係る跡地の整備計画平面図(縮尺 1,000 分の 1 以上)
- (9) その他知事が必要と認める書類

(変更の届出)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出は、様式第 2 号による土の採取等変更届出書によつてしなければならない。

2 条例第 4 条第 2 項の規定による届出の場合にあつては、前項の届出書に前条第 3 項各号に掲げる書類のうち当該変更事項に係るものを添付しなければならない。

(完了等の届出)

第 4 条 条例第 8 条の規定による届出は、様式第 3 号による土の採取等完了(廃止)届出書によつてしなければならない。

(承継の届出)

第 5 条 条例第 11 条第 2 項の規定による届出は、様式第 4 号による土の採取等地位承継届出書によつてしなければならない。

(標識)

第 6 条 条例第 12 条の規定による標識は、様式第 5 号によるものとする。

2 条例第 12 条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所並びに電話番号
- (2) 第 9 条の規定による受理書に記載された受理年月日及び受理番号
- (3) 土の採取等に係る土の数量及び土の採取等を行う期間
- (4) 土の採取等を行う場所の区域の面積並びに土の採取等に係る断面の高さ又は深さ及びこう配
- (5) 現場責任者の氏名並びに連絡先の住所及び電話番号

(身分証明書)

第 7 条 条例第 13 条第 3 項の身分を示す証明書は、様式第 6 号によるものとする。

(適用除外)

第 8 条 条例第 14 条第 1 項第 1 号の規則で定める者は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 独立行政法人水資源機構
- (3) 中日本高速道路株式会社
- (4) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (5) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (6) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (7) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (8) 日本下水道事業団
- (9) 地方住宅供給公社
- (10) 地方道路公社
- (11) 土地開発公社

2 条例第 14 条第 1 項第 2 号の規則で定める土の採取等は、次に掲げるものとする。

- (1) 自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第 17 条第 1 項、第 25 条第 4 項若しくは第 27 条第 3 項の規定による許可又は同法第 28 条第 1 項の規定による届出に係る土の採取等
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 8 条第 1 項又は第 15 条第 1 項の規定による許可に係る土の採取等
- (3) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 15 条の 2 第 1 項の規定による許可に係る土の採取等
- (4) 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 10 条の 2 第 1 項又は第 34 条第 2 項(同法第 44 条において準用する場合を含む。)の規定による許可に係る土の採取等

- (5) 土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 10 条第 1 項、第 48 条第 1 項又は第 95 条第 1 項の規定による認可を受けて施行する土地改良事業(国又は地方公共団体から補助金の交付を受けて行うもの又は株式会社日本政策金融公庫から融資を受けて行うものに限る。)に伴う土の採取等
- (6) 漁港漁場整備法(昭和 25 年法律第 137 号)第 39 条第 1 項の規定による許可に係る土の採取等
- (7) 地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 18 条第 1 項の規定による許可(同法第 19 条の規定により許可を受けたものとみなす場合を含む。)に係る土の採取等
- (8) 鉱業法(昭和 25 年法律第 289 号)第 63 条第 1 項の規定による届出又は同条第 2 項(同法第 87 条において準用する場合を含む。)の規定による認可に係る施業案に従って行う鉱物の掘採に伴う土の採取等
- (9) 採石法(昭和 25 年法律第 291 号)第 33 条の規定による認可に係る採取計画に従って行う岩石の採取に伴う土の採取等
- (10) 砂利採取法(昭和 43 年法律第 74 号)第 16 条の規定による認可に係る採取計画に従って行う砂利の採取に伴う土の採取等
- (11) 港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 37 条第 1 項の規定による許可に係る土の採取等
- (12) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 12 条第 1 項各号に掲げる市街地開発事業に伴う土の採取等
- (13) 都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定による許可に係る開発行為として行う土の採取等
- (14) 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 91 条第 1 項の規定による許可に係る土の採取等
- (15) 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 25 条、第 27 条第 1 項、第 55 条第 1 項又は第 57 条第 1 項の規定による許可に係る土の採取等
- (16) 海岸法(昭和 31 年法律第 101 号)第 8 条第 1 項の規定による許可に係る土の採取等
- (17) 公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)第 2 条第 1 項の規定による免許を受けて施行する工事に伴う土の採取等
- (18) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認を受けて行う建築に伴う土の採取等
- (19) 宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 8 条第 1 項の規定による許可に係る宅地造成工事に伴う土の採取等
- (20) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項の規定による許可又は同条第 3 項の規定による届出に係る土の採取等
- (21) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法

律第 57 号) 第 10 条第 1 項の規定による許可又は同法第 14 条第 1 項の規定による届出に係る土の採取等

(22) 静岡県自然環境保全条例(昭和 48 年静岡県条例第 9 号) 第 13 条第 3 項の規定による許可又は同条例第 15 条第 1 項の規定による届出に係る土の採取等

(23) 静岡県砂防指定地管理条例(平成 15 年静岡県条例第 35 号) 第 3 条第 1 項の規定による許可に係る土の採取等

3 条例第 14 条第 1 項第 3 号の規則で定める土の採取等は、次に掲げるものとする。

(1) 耕作者が耕作の目的で行う通常の上管理上必要な土の採取等

(2) 森林法第 5 条に規定する地域森林計画において定めた林道の開設又は改良に伴う土の採取等

(3) 土の採取等を行う場所の地区の面積が 1,000 平方メートル未満であり、かつ、土の採取等に係る土の数量が 2,000 立方メートル未満である土の採取等

(4) 土の採取等を行う場所の区域及びその周辺の地域が平地の場合における土の採取等で、当該土の採取等に係る断面の高さが 2 メートル未満のもの又はその深さが 1 メートル未満のもの

(5) 農業、林業又は漁業を営む者が組織する団体が国又は地方公共団体の補助金の交付を受けて行う当該農業、林業又は漁業の用に供する施設の設置に伴う土の採取等

〔一部改正〔昭和 62 年規則 22 号・63 年 53 号・平成 3 年 14 号・4 年 50 号・9 年 30 号・12 年 46 号・14 年 19 号・19 年 7 号・51 号・20 年 30 号・49 号〕〕

(受理書)

第 9 条 知事は、条例第 3 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 4 条第 2 項の規定による届出を受理したときは、様式第 7 号による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

(一部改正〔平成 4 年規則 45 号〕)

(書類の経由等)

第 10 条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、採取等区域(土の採取等を行う場所の区域をいう。)を管轄する土木事務所の長(当該採取等区域が 2 以上の土木事務所が管轄する区域にわたる場合においては、主たる採取等区域を管轄する土木事務所の長)を経由して提出しなければならない。

2 前項の規定は、静岡県事務処理の特例に関する条例(平成 11 年静岡県条例第 56 号)の規定により市町が処理することとされている事務に係る書類については、適用しない。

3 略

(全部改正〔平成 12 年規則 46 号〕、一部改正〔平成 19 年規則 7 号〕)



■静岡県事務処理の特例に関する条例（静岡県条例第56号）

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第55条第1項の規定に基づき、知事及び教育委員会の権限に属する事務の一部を市町が処理することとすることに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（一部改正〔平成12年条例34号・18年54号〕）

（市町が処理する事務の範囲等）

第2条 別表第1の事務の区分の欄に掲げる知事の権限に属する事務は、それぞれ同表の市町の欄に掲げる市町が処理することとする。

2 別表第2の事務の区分の欄に掲げる教育委員会の権限に属する事務は、それぞれ同表の市町の欄に掲げる市町が処理することとする。

（一部改正〔平成12年条例34号・18年54号〕）

改正前			改正後		
別表第1(略)			別表第1(略)		
	事務の区分	市町		事務の区分	市町
(略)			(略)		
135 の 2	<u>静岡県土採取等規制条例(以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則(以下この項において「施行規則」という。)の施行に関する次に掲げる事務</u> <u>(1) 条例第3条第1項の規定による届出の受</u>	<u>静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市</u>	135 の 2	<u>削除</u>	

静岡県事務処理の特例に関する条例（静岡県条例第 56 号）

	<p><u>付</u>  <u>(2) 条例第</u>  <u>3 条第 3 項</u>  <u>の規定によ</u>  <u>る届出の受</u>  <u>付</u>  <u>(3) 条例第</u>  <u>4 条第 1 項</u>  <u>の規定によ</u>  <u>る届出の受</u>  <u>付</u>  <u>(4) 条例第</u>  <u>4 条第 2 項</u>  <u>の規定によ</u>  <u>る届出の受</u>  <u>付</u>  <u>(5) 条例第</u>  <u>5 条の規定</u>  <u>による勧告</u>  <u>(6) 条例第</u>  <u>6 条の規定</u>  <u>による命令</u>  <u>(7) 条例第</u>  <u>7 条第 1 項</u>  <u>の規定によ</u>  <u>る命令</u>  <u>(8) 条例第</u>  <u>7 条第 2 項</u>  <u>の規定によ</u>  <u>る命令</u>  <u>(9) 条例第</u>  <u>8 条の規定</u>  <u>による届出</u>  <u>の受付</u>  <u>(10) 条例第</u>  <u>9 条の規定</u></p>					
--	---	--	--	--	--	--

静岡県事務処理の特例に関する条例（静岡県条例第 56 号）

	<p>による命令  <u>(11) 条例第          10条の規定          による勧告</u>  <u>(12) 条例第          11条第 2 項          の規定によ          る届出の受          付</u>  <u>(13) 条例第          13条第 1 項          の規定によ          る報告の要          求</u>  <u>(14) 条例第          13条第 2 項          の規定によ          る立入検査          及び質問</u>  <u>(15) (1)か          ら(14)まで          に掲げる事          務のほか条          例の施行に          関する事務          のうち施行          規則に基づ          く事務であ          って別に規          則で定める          もの</u></p>				
--	---	--	--	--	--

備考改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。

(1) (略)

静岡県事務処理の特例に関する条例（静岡県条例第 56 号）

(2) 別表第 1 の 135 の項及び 135 の 2 の項の改正令和 4 年 7 月 1 日

**■静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための知事の権限に属する事務に関する規則（静岡県規則第90号）**

（趣旨）

第 1 条 この規則は、静岡県事務処理の特例に関する条例（平成 11 年静岡県条例第 56 号。以下「条例」という。）の施行に関し、条例の規定により市町が処理することとされる事務のうち規則で定めるものその他必要な事項について定めるものとする。

（一部改正〔平成 19 年規則 12 号〕）

（市町が処理することとされる事務）

第 2 条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

改正前			改正後		
(略)			(略)		
18	条例別表第 1 の 135 の項 (15) に掲げる事務	<u>静岡県土採取等規制条例施行規則</u> (昭和 51 年静岡県規則第 4 号) 第 9 条の規定による受理に係る受理書の交付	18	<u>削除</u>	
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

■静岡県土採取等規制条例(静岡県条例第42号)(令和4年7月1日施行)

(目的)

第1条 この条例は、土の採取等について必要な規制を行うことにより、土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害を防止するとともに、土の採取等の跡地の緑化等の整備を図り、もって県民の生命、身体及び財産の安全の保持と環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「土の採取等」とは、切土、床掘その他の土地の掘さくをする行為をいう。

(土の採取等の計画の届出)

第3条 土の採取等を行おうとする者は、当該土の採取等に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、当該土の採取等を行う場所ごとに、土の採取等の計画を定め、知事に届け出なければならない。ただし、非常災害のために土の採取等を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の土の採取等の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (2) 現場責任者の氏名及び住所
- (3) 土の採取等を行う場所の区域
- (4) 土の採取等に係る土の数量
- (5) 土の採取等を行う期間
- (6) 土の採取等の方法及び土の採取等のための設備その他の施設に関する事項
- (7) 土の採取等に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項
- (8) 土の採取等に係る跡地の整備に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第1項ただし書の場合において、当該土の採取等を行う者は、当該土の採取等の開始後、遅滞なく、規則で定めるところにより、土の採取等を緊急に必要とした理由及び前項各号に掲げる事項を、知事に届け出なければならない。

4 第1項及び前項の規定による届出には、土の採取等を行う場所及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(変更の届出)

第4条 前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同条第2項第3号から第9号までに掲げる事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の15日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

い。

(計画変更の勧告)

第5条 知事は、第3条第1項若しくは第3項又は前条第2項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る土の採取等に伴い、土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該土の採取等の計画の全部又は一部の変更を勧告することができる。

(措置命令)

第6条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで土の採取等を行っているときその他土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該土の採取等を行っている者に対し、期限を定めて、当該土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害を防止するための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(停止命令)

第7条 知事は、土の採取等を行っている者が前条の規定による命令に従わないとき、又は土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、当該土の採取等を行っている者に対し、当該土の採取等の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 知事は、第3条第1項の規定に違反して届出をせず、又は同項若しくは第4条第2項の規定による届出に係る第3条第2項第3号から第9号までに掲げる事項の内容に違反して、土の採取等を行っている者に対し、当該土の採取等の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(完了等の届出)

第8条 第3条第1項又は第3項の届出をした者は、当該届出に係る土の採取等を完了し、又は廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(土の採取等の跡地に係る措置命令)

第9条 知事は、土の採取等に係る跡地について、土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の防止のため必要があると認めるときは、当該土の採取等の完了の日又は廃止の日から2年間に限り、当該土の採取等を行った者に対し、期限を定めて、土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(土の採取等の跡地の緑化等の勧告)

第10条 知事は、土の採取等に係る跡地の周辺の環境の保全のため必要があると認めるときは、土の採取等を行った者に対し、当該土の採取等に係る跡地について緑化等必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

静岡県土採取等規制条例(静岡県条例第42号)(令和4年7月1日施行)

附 則 (令和4年3月29日条例第20号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。  
(静岡県土採取等規制条例の一部改正に伴う経過措置)
- 7 この条例の施行の際現にされている前項の規定による改正前の静岡県土採取等規制条例(以下「改正前の条例」という。)第2条第2号に掲げる行為については、この条例第4章の規定の適用を受けることとなるまでの間は、なお従前の例による。
- 8 この条例の施行前にした改正前の条例第2条第2号に掲げる行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした同号に掲げる行為に関する静岡県土採取等規制条例第9条及び第10条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 9 この条例の施行前にした行為及び附則第7項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



**■静岡県盛土等の規制に関する条例(静岡県条例第20号)(令和4年7月1日施行)**

(目的)

第1条 この条例は、盛土等について必要な規制を行うことにより、土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害の防止及び生活環境の保全を図り、もって県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 盛土等 盛土、埋立てその他の土地への土砂等の堆積をいう。
- (2) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物、改良土並びに再生土をいう。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物及び土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第16条第1項に規定する汚染土壌を除く。
- (3) 改良土 土砂をセメント、石灰その他の物により安定処理した物をいう。
- (4) 再生土 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物(建設工事により生じた汚泥その他規則で定めるものに限る。)の脱水、乾燥その他規則で定める処理により生じた物であつて土砂と同様の形状のものをいう。
- (5) 盛土等区域 盛土等を行う土地の区域をいう。
- (6) 土砂等を発生させる者 建設工事の発注者又は請負人であつてその建設工事により土砂等(改良土及び再生土を除く。第5条第1項において同じ。)を発生させるもの及び改良土又は再生土の製造者をいう。

(県の責務)

第3条 県は、土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害の防止上及び生活環境の保全上支障が生ずるおそれのある盛土等が行われないう必要な施策の推進に努めなければならない。

2 県は、土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害の防止及び生活環境の保全を図る上で市町が果たす役割の重要性に鑑み、市町が盛土等に関する施策を実施しようとする場合には、情報の提供、技術的な助言その他の必要な協力を行うものとする。

(盛土等を行う者の責務)

第4条 盛土等を行う者は、その実施に当たっては、盛土等区域の周辺地域の住民の理解を得るよう努めなければならない。

2 盛土等を行う者は、その実施に当たっては、土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害の防止上及び生活環境の保全上必要な措置を講ずる責務を有する。

(土砂等を発生させる者の責務)

第5条 建設工事の発注者及び請負人は、その事業活動に伴つて土砂等が発生する場合は、当該土砂等の量を抑制し、かつ、当該土砂等の有効な利用の促進に努めるとともに、当該

土砂等が災害の防止上及び生活環境の保全上支障が生ずるおそれのある盛土等(以下「不適正な盛土等」という。)に用いられることのないよう適正な処理に努めなければならない。

2 改良土又は再生土の製造者は、その製造した改良土又は再生土が不適正な盛土等に用いられることのないよう適正な処理に努めなければならない。

(盛土等区域の土地の所有者の責務)

第6条 盛土等区域の土地の所有者は、その所有する土地において不適正な盛土等が行われることのないよう適正な管理に努めなければならない。

第8条 何人も、土砂基準に適合しない土砂等を用いて盛土等を行ってはならない。ただし、次に掲げる盛土等については、この限りでない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の許可、同法第9条第1項に規定する変更の許可若しくは同法第9条の3第1項の規定による届出に係る一般廃棄物の最終処分場において行う盛土等又は同法第15条第1項の許可若しくは同法第15条の2の6第1項に規定する変更の許可に係る産業廃棄物の最終処分場において行う盛土等
- (2) 土壤汚染対策法第22条第1項の許可又は同法第23条第1項に規定する変更の許可に係る同法第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設において行う盛土等
- (3) 生活環境の保全上の支障を防止するための措置として知事が適切と認めるものを講じた上で行う盛土等

2・3 (略)

(盛土等の許可)

第9条 盛土等を行おうとする者は、盛土等区域ごとに、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる盛土等については、この限りでない。

- (1) 盛土等区域の面積(一団の土地の区域内に複数の盛土等区域があるときにあっては、これらの区域の面積を合算した面積)が1,000平方メートル未満であり、かつ、盛土等に用いられる土砂等の量(一団の土地の区域内に複数の盛土等区域があるときにあっては、これらの区域において用いられる土砂等の量を合算した量)が1,000立方メートル未満である盛土等

(2)~(8) (略)

(盛土等区域の土地の所有者の同意)

第11条 第9条の許可の申請をしようとする者(以下「申請予定者」という。)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る盛土等区域の土地の所有者(当該申請予定者である者を除く。)に対し、当該申請が、前条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第11号までに掲げる事項(同項第1号の生年月日を除く。)を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第4号までに掲げる事項(同条第1項第1号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならない。

2 第15条第1項に規定する変更許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る盛土等区域の土地の所有者(当該申請をしようとする者

である者を除く。)に対し、同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項(同項第 1 号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならない。

- 3 第 26 条第 1 項の規定による承継の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る盛土等区域の土地の所有者(当該申請をしようとする者を除く。)に対し、同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項(同項第 1 号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならない。

(変更の許可等)

第 15 条 第 9 条の許可を受けた者は、当該許可に係る第 10 条第 1 項各号又は第 2 項各号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、知事の許可(以下この条において「変更許可」という。)を受けなければならない。

- 2 変更許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)氏名、住所及び生年月日(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地)

(2) 変更の内容及びその理由

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 3 前項の申請書には、第 11 条第 2 項の同意を得たことを証する書面、第 12 条第 4 項において準用する同条第 2 項の意見書、同条第 4 項において準用する同条第 3 項の書類、変更に係る盛土等区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

- 4 前条(第 1 項第 1 号を除く。)の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第 1 項第 2 号中「第 11 条第 1 項」とあるのは「第 11 条第 2 項」と、同条第 2 項中「前項第 4 号」とあるのは「次条第 4 項において準用する前項第 4 号」と読み替えるものとする。

- 5 第 9 条の許可を受けた者は、第 1 項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(盛土等区域の土地の所有者の変更の届出)

第 17 条 第 9 条の許可を受けた者は、当該許可に係る盛土等が行われている間、当該許可に係る盛土等区域の土地の所有者に変更があったことを知ったときは、変更後の所有者(当該許可を受けた者である者を除く。)に対して第 11 条第 1 項の規定の例により説明し、その同意を得て、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。前段の同意を得られなかったときも、同様とする。

(命令)

第 27 条 知事は、盛土等に用いられた土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害を防止するため必要があると認めるときは、当該盛土等に係る第 9 条の許可を受けた者に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に

係る盛土等の停止を命ずることができる。

- 2 知事は、第 9 条又は第 15 条第 1 項の規定に違反して許可を受けないで盛土等を行った者に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該盛土等の停止を命ずることができる。
- 3 知事は、第 25 条第 3 項又は次条第 2 項に規定する者がこれらの規定により講ずべき措置を講じないときは、相当の期限を定めて、土砂等の崩壊、飛散若しくは流出による災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 4 知事は、第 9 条の許可に係る盛土等が第 14 条第 1 項第 4 号、第 5 号又は第 7 号に適合しないと認めるときは、当該許可を受けた者（前項の規定による命令を受けた者を除く。）に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に係る盛土等の停止を命ずることができる。
- 5 知事は、第 9 条の許可に係る盛土等区域外に排出された水が水質基準に適合しないことを確認したときは、当該許可を受けた者に対し、その原因の調査その他当該許可に係る盛土等により生じ、又は生ずるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に係る盛土等の停止を命ずることができる。

(盛土等に同意をした土地の所有者に対する勧告及び命令)

(盛土等に同意をした土地の所有者の義務)

第 29 条 第 11 条又は第 17 条の同意をした盛土等区域の土地の所有者は、当該同意に係る盛土等が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該盛土等の状況を確認しなければならない。

- 2 第 11 条又は第 17 条の同意をした盛土等区域の土地の所有者は、前項の規定による確認の結果、第 9 条の許可又は第 15 条第 1 項に規定する変更許可の内容（第 11 条又は第 17 条の同意をしたものに限る。次条第 1 項第 1 号において同じ。）と明らかに異なる盛土等が行われていることを知ったときは、直ちに当該盛土等を行う者に対し当該盛土等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

第 30 条 知事は、第 27 条（第 2 項を除く。）の規定による命令（盛土等の停止の命令を除く。）を受けた者が期限までに当該命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る盛土等について第 11 条又は第 17 条の同意をした盛土等区域の土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該命令に係る措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 前条第 1 項の規定による確認（当該確認を行うべき時期において、第 9 条の許可又は第 15 条第 1 項に規定する変更許可の内容と明らかに異なる盛土等が行われていた場合のものに限る。）を怠った者
- (2) 前条第 2 項の規定による報告を怠った者

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であつて、当該勧告を受けた者に当該勧告に係る措置を講じさせることが相当であると認めるときは、当該勧告を受けた者に対し当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。  
(盛土等により人の生命等に対する危険が生じた場合等の土地の所有者に対する勧告及び命令)

第31条 知事は、盛土等に用いられた土砂等の崩壊、飛散又は流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合であつて、第27条(盛土等の停止の命令に係る部分を除く。)の規定による命令を受けた者が期限までに当該命令に係る措置を講ぜず、又は同条の規定により措置を命ぜられるべき者が当該措置を講ずることができないことが明らかであり、かつ、前条第2項の規定により措置を命ぜられるべき者がいないときは、当該盛土等区域の土地の所有者に対し、土砂等の撤去その他の当該危険を除去し、又は防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、土砂等の量その他の事情からみて当該勧告を受けた者に講じさせることが相当と認められる範囲内で、当該勧告を受けた者に対し当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

#### 第8章 罰則

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条第2項又は第3項の規定による命令に違反した者
- (2) 第9条、第15条第1項又は第26条第1項の規定に違反して、第9条の許可、第15条第1項に規定する変更許可又は第26条第1項の承認を受けずに盛土等を行った者
- (3) 偽りその他不正の手段により、第9条の許可、第15条第1項に規定する変更許可又は第26条第1項の承認を受けた者
- (4) 第27条第1項から第4項までの規定による命令に違反した者

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第30条第2項又は第31条第2項の規定による命令に違反した者
- (2) 第33条の規定に違反して土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入した者

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 略

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に盛土等を行っている者(当該盛土等を行うのに必要な法令又は条例の規定による許可等の処分を受けず、又は届出等の行為をしないで盛土等を行っている者及び次項の適用を受ける盛土等を行っている者を除く。)については、この条例の施行の日から起算して9月を経過する日までの間
- 4 (略)
- 5 この条例の施行前に盛土等を行うのに必要な法令若しくは条例の規定による許可等の処分を受けず、若しくは届出等の行為をしないで行われた盛土等(以下「無許可盛土等」という。)(当該無許可盛土等が行われた土地の区域の面積が1,000平方メートル未満であり、かつ、当該無許可盛土等に用いられた土砂等の量が1,000立方メートル未満であるものを除く。)が存する土地の区域(以下「無許可盛土等区域」という。)において盛土等を行おうとする場合又は無許可盛土等区域に隣接し、かつ、これと一体である土地の区域において盛土等を行おうとする場合においては、無許可盛土等区域及び盛土等区域を盛土等区域と、無許可盛土等に用いられた土砂等の量と盛土等に用いられる土砂等の量とを合算した量を盛土等に用いられる土砂等の量とみなして、第9条第1号の規定を適用する。
- 6～7 (略)
- 8 この条例の施行前にした改正前の条例第2条第2号に掲げる行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした同号に掲げる行為に関する静岡県土採取等規制条例第9条及び第10条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 9 この条例の施行前にした行為及び附則第7項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

■静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則(静岡県規則第 24 号)

第 2 章土砂基準

第 4 条 条例第 7 条に規定する規則で定める環境上の基準は、別表第 1 の左欄に掲げる物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に定めるとおりする。

別表第 1 (第 4 条関係)

物質の種類	土砂等に水を加えた場合に溶出する物質の量に関する基準	土砂等に含まれる物質の量に関する基準
クロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下であること。	—
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下であること。	—
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004 ミリグラム以下であること。	—
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下であること。	—
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下であること。	—
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下であること。	—
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下であること。	—
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であること。	—
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下であること。	—
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下であること。	—
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であること。	—
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であること。	—
カドミウム及びその化合物	検液 1 リットルにつきカドミウム 0.003 ミリグラム以下であること。	土壌 1 キログラムにつきカドミウム 45 ミリグラム以下であること。

静岡県盛土等の規制に関する条例(条例第 20 号) (令和 4 年 7 月 1 日施行)

六価クロム化合物	検液 1 リットルにつき六価クロム 0.05 ミリグラム以下であること。	土壌 1 キログラムにつき六価クロム 250 ミリグラム以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	土壌 1 キログラムにつき遊離シアン 50 ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1 リットルにつき水銀 0.0005 ミリグラム以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。	土壌 1 キログラムにつき水銀 15 ミリグラム以下であること。
セレン及びその化合物	検液 1 リットルにつきセレン 0.01 ミリグラム以下であること。	土壌 1 キログラムにつきセレン 150 ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1 リットルにつき鉛 0.01 ミリグラム以下であること。	土壌 1 キログラムにつき鉛 150 ミリグラム以下であること。
ひ素及びその化合物	検液 1 リットルにつきひ素 0.01 ミリグラム以下であること。	土壌 1 キログラムにつきひ素 150 ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1 リットルにつきふっ素 0.8 ミリグラム以下であること。	土壌 1 キログラムにつきふっ素 4,000 ミリグラム以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1 リットルにつきほう素 1 ミリグラム以下であること。	土壌 1 キログラムにつきほう素 4,000 ミリグラム以下であること。
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下であること。	—
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下であること。	—
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下であること。	—
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	—
有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N に限る。以下同じ。)	検液中に検出されないこと。	—
銅	—	農用地 (田に限る。)において、土壌 1 キログラムにつき 125 ミリグラム未満であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下であること。	—
ダイオキシン類	—	土壌 1 グラムにつき 1,000 p g —TEQ 以下であること。

備考 ダイオキシン類の値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。



■砂防法(法律第二十九号)

第一条 此ノ法律ニ於テ砂防設備ト称スルハ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ於テ治水上砂防ノ為施設スルモノヲ謂ヒ砂防工事ト称スルハ砂防設備ノ為ニ施行スル作業ヲ謂フ

(平一一法一六〇・一部改正)

第二条 砂防設備ヲ要スル土地又ハ此ノ法律ニ依リ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スヘキ土地ハ国土交通大臣之ヲ指定ス

(平一一法一六〇・一部改正)

第三条 此ノ法律ニ規定シタル事項ハ政令ノ定ムル所ニ従ヒ国土交通大臣ノ指定シタル土地ノ範囲外ニ於テ治水上砂防ノ為施設スルモノニ準用スルコトヲ得

(平一一法一六〇・一部改正)

第三条ノ二 此ノ法律ニ規定シタル事項ニシテ砂防設備ニ関スルモノハ政令ノ定ムル所ニ従ヒ第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ存スル政令ヲ以テ定ムル天然ノ河岸ニシテ災害ニ因リ治水上砂防ノ為復旧ヲ必要トスルモノ(著シキ欠壊又ハ埋没ニ係ルモノニ限ル)ニ準用ス

(昭三八法九四・追加、平一一法一六〇・一部改正)

第二章 土地ノ制限及砂防設備

第四条 第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ於テハ都道府県知事ハ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スルコトヲ得

② 前項ノ禁止若ハ制限ニシテ他ノ都道府県ノ利益ヲ保全スル為必要ナルカ又ハ其ノ利害関係一ノ都道府県ニ止マラサルトキハ国土交通大臣ハ前項ノ職権ヲ施行スルコトヲ得

(平一一法八七・平一一法一六〇・一部改正)

第五条 都道府県知事ハ其ノ管内ニ於テ第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ヲ監視シ及其ノ管内ニ於ケル砂防設備ヲ管理シ其ノ工事ヲ施行シ其ノ維持ヲナスノ義務アルモノトス

(平一一法八七・平一一法一六〇・一部改正)

第六条 砂防設備ニシテ他ノ都道府県ノ利益ヲ保全スル為必要ナルトキ、其ノ利害関係一ノ都道府県ニ止マラサルトキ、其ノ工事至難ナルトキ又ハ其ノ工費至大ナルトキハ国土交通大臣ハ之ヲ管理シ、其ノ工事ヲ施行シ又ハ其ノ維持ヲ為スコトヲ得

② 前項ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ其ノ砂防設備ニ因リ特ニ利益ヲ受クル公共団体ノ行政庁ニ対シ其ノ工事ノ施行又ハ其ノ維持ヲナスコトヲ指示スルコトヲ得

③ 本条ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ此ノ法律ニ依リ都道府県知事ノ有スル職権ヲ直接施行スルコトヲ得

(大一三法三・平一一法八七・平一一法一六〇・一部改正)

第七条 都道府県知事ハ其ノ管内ノ公共団体ノ行政庁ニ対シ砂防工事ノ施行又ハ砂防設備ノ維持ヲナスコトヲ指示スルコトヲ得

(平一一法八七・全改)

砂防法(法律第二十九号)

第八条 他ノ工事、作業其ノ他ノ行為ニ因リ砂防工事ヲ施行スルノ必要ヲ生スルトキハ都道府県知事ハ其ノ行為ヲナシタル者ヲシテ其ノ工事ヲ施行シ又ハ其ノ砂防設備ノ維持ヲナサシムルコトヲ得

(平一一法八七・一部改正)

第四章 警察、監督及強制手続

第三十条 法律、命令若ハ許可ノ条件ニ違背シタル者ハ行政庁ノ命スル所ニ従ヒ其ノ違背ニ因リテ生スル事実ヲ更正シ且其ノ違背ニ因リテ生スヘキ損害ヲ予防スル為ニ必要ナル設備ヲナスヘシ

第三十六条 私人ニ於テ此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ発スル命令ニ依ル義務ヲ怠ルトキハ国土交通大臣若ハ都道府県知事ハ一定ノ期限ヲ示シ若シ期限内ニ履行セサルトキ若ハ之ヲ履行スルモ不充分ナルトキハ五百円以内ニ於テ指定シタル過料ニ処スルコトヲ予告シテ其ノ履行ヲ命スルコトヲ得

(平一一法八七・平一一法一六〇・一部改正)

第三十九条 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ発スル命令ニ依リ行政庁ニ付与シタル職權ハ行政処分ニ依リ之ヲ強制スルコトヲ得

② 行政庁ノ許可若ハ認可ニ附シタル条件ニ関シテモ亦本条及前条ヲ準用ス

第四十一条 此ノ法律ニ規定シタル私人ノ義務ニ関シテハ命令ヲ以テ二百円以内ノ罰金若ハ一年以下ノ禁錮ノ罰則ヲ設クルコトヲ得

■静岡県砂防指定地管理条例(条例第35号)

(趣旨)

第1条 この条例は、砂防法(明治30年法律第29号。以下「法」という。)及び砂防法施行規程(明治30年勅令第382号)の規定に基づき、砂防指定地及び砂防設備の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「砂防指定地」とは、法第2条の規定により国土交通大臣の指定した土地をいう。

2 この条例において「砂防設備」とは、法第1条に規定する砂防設備をいう。

(行為の制限)

第3条 砂防指定地内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為及び治水上砂防のため支障を来すおそれが少ない行為として規則で定める行為については、この限りでない。

- (1) 施設又は工作物の新築、改築、移転又は除却
- (2) 竹木の伐採又は滑り降ろし若しくは地引きによる運搬
- (3) 土地の掘削、開墾、盛土その他土地の形状を変更する行為
- (4) 土石又は砂れきの採取、集積又は投棄
- (5) 鉱物の採掘、集積又は投棄
- (6) 芝草の掘取り
- (7) 火入れ

(罰則)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は2万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項又は第7条第1項の規定に違反して、第3条第1項各号に規定する行為をした者
- (2)～(4) (略)

## ■地すべり等防止法(法律第三十号)

(目的)

第一条 この法律は、地すべり及びぼた山の崩壊による被害を除却し、又は軽減するため、地すべり及びぼた山の崩壊を防止し、もつて国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「地すべり」とは、土地の一部が地下水等に起因してすべる現象又はこれに伴つて移動する現象をいう。

2 この法律において「ぼた山」とは、石炭又は亜炭に係る捨石が集積されてできた山であつて、この法律の施行の際現に存するものをいい、鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十四号)第一条の規定による改正前の鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第四条又は第二十六条の規定により鉱業権者又は鉱業権者とみなされる者がこの法律の施行の際必要な措置を講ずべきであつたものを除くものとする。

3 この法律において「地すべり防止施設」とは、次条の規定により指定される地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダムその他の地すべりを防止するための施設をいう。

4 この法律において「地すべり防止工事」とは、地すべり防止施設の新設、改良その他次条の規定により指定される地すべり防止区域内における地すべりを防止するための工事をいう。

(平一六法九四・一部改正)

(地すべり防止区域の指定)

第三条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、地すべり区域(地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。)及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいもの(以下これらを「地すべり地域」と総称する。)であつて、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができる。

2 前項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。

3 主務大臣は、第一項の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該地すべり防止区域を告示するとともに、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

4 地すべり防止区域の指定又は廃止は、前項の告示によつてその効力を生ずる。

地すべり防止法(法律第三十号)

(ぼた山崩壊防止区域の指定)

第四条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、ぼた山の存する区域であつて、公共の利害に密接な関連を有するものをぼた山崩壊防止区域として指定することができる。

- 2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の指定について準用する。この場合において、同条第三項中「当該地すべり防止区域」とあるのは「当該ぼた山崩壊防止区域」と、同条第四項中「地すべり防止区域」とあるのは「ぼた山崩壊防止区域」と読み替えるものとする。

(行為の制限)

第十八条 地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 一 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為(政令で定める軽微な行為を除く。)
  - 二 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為(政令で定める軽微な行為を除く。)
  - 三 のり切又は切土で政令で定めるもの
  - 四 ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの(以下「他の施設等」という。)の新築又は改良
  - 五 前各号に掲げるもののほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、当該許可の申請に係る行為が地すべりの防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長するものであると認めるときは、これを許可してはならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の許可に、地すべりを防止するため必要な条件を附することができる。

(監督処分及び損失補償)

第二十一条 都道府県知事は、次の各号の一に該当する者に対して、その許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、他の施設等の改築、移転若しくは除却、他の施設等により生ずべき地すべりを防止するために必要な施設をすること若しくは原状回復を命ずることができる。

- 一 第十八条第一項の規定に違反した者
- 二 第十八条第一項の許可に附した条件に違反した者
- 三 偽りその他不正な手段により第十八条第一項の許可を受けた者

地すべり防止法(法律第三十号)

- 2 都道府県知事は、次の各号の一に該当する場合においては、第十八条第一項の許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
- 一 地すべり防止工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
  - 二 地すべりの防止上著しい支障が生じたとき。
  - 三 地すべりの防止上の理由以外の理由に基く公益上やむを得ない必要が生じたとき。
- 3 都道府県知事の統括する都道府県は、前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 4 第六条第九項及び第十項の規定は、前項の補償について準用する。この場合において、同条第九項及び第十項中「国」とあるのは、「都道府県知事の統括する都道府県」と読み替えるものとする。
- 5 都道府県知事の統括する都道府県は、第三項の規定による補償の原因となつた損失が、第二項第三号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

(行為の制限)

第四十二条 ぼた山崩壊防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 一 立木竹の伐採(間伐、択伐その他政令で定める軽微な行為を除く。)又は樹根の採取
- 二 木竹の滑下又は地引による搬出
- 三 のり切又は切土
- 四 土石の採取又は集積
- 五 掘さく又は石炭その他の鉱物の掘採で、ぼた山の崩壊の防止を阻害し、又はぼた山の崩壊を助長し、若しくは誘発する行為
- 六 前各号に掲げるもののほか、ぼた山の崩壊の防止を阻害し、又はぼた山の崩壊を助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの

- 2 第十八条第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「地すべり」とあるのは、「ぼた山の崩壊」と読み替えるものとする。

(罰則)

第五十二条 第十八条第一項又は第四十二条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第五十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第五十二条又は第五十三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

■地すべり等防止法施行令(政令第112号)

(地すべり防止区域内における許可を要しない行為)

第四条 法第十八条第一項第一号の政令で定める軽微な行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 地すべり防止区域外から鉄管、コンクリート管、竹管その他のろう水のおそれの少ない管渠<sup>きよ</sup>でその有効断面積が四十五平方センチメートル以下のものをもって地下水を引く行為
- 二 地下水をくみ上げる行為(一馬力をこえる動力を用いてくみ上げる行為を除く。)
- 三 水道管(有効断面積が四十五平方センチメートルをこえる水道管で地すべり防止区域外から地下水を引水するものを除く。)、ガス管その他これらに類する物件の埋設
- 四 前各号に掲げるもののほか、地すべり防止区域の状況を勘案して都道府県知事が指定する軽微な行為

2 法第十八条第一項第二号の政令で定める軽微な行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 水田(地割れその他の土地の状況により地表水の浸透しやすい水田を除く。)に地表水を放流し、又は停滞させる行為
- 二 かんがいの用に供するため土地(水田及び地割れその他の土地の状況により地表水の著しく浸透する土地を除く。)に地表水を放流する行為
- 三 日常生活の用に供するため、又は日常生活の用に供した地表水を土地(地割れその他の土地の状況により地表水の著しく浸透する土地を除く。)に放流する行為
- 四 海、河川その他の公共の水域又は用排水路に地表水を放流する行為
- 五 ため池、池その他の貯水施設に地表水を放流し、又は貯留する行為
- 六 前各号に掲げるもののほか、地すべり防止区域の状況を勘案して都道府県知事が指定する軽微な行為

(地すべり防止区域内における制限行為)

第五条 法第十八条第一項第三号の政令で定めるのり切又は切土は、のり切にあつてはのり長三メートル以上のものとし、切土にあつては直高二メートル以上のものとする。

2 法第十八条第一項第四号の政令で定める施設又は工作物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 断面積が六百平方センチメートルをこえる用排水路又は断面積が六百平方センチメートル以下の用排水路で地割れその他の土地の状況により地表水の浸透しやすいもの
- 二 容量が六立方メートルをこえるため池、池その他の貯水施設又は容量が六立方メートル

地すべり防止法(法律第三十号)

- ル以下のため池、池その他の貯水施設で地割れその他の土地の状況により地表水の浸透しやすいもの
- 三 載荷重が一平方メートルにつき十トン（地形、地質その他の状況により都道府県知事が載荷重を指定した場合には、当該載荷重）以上の施設又は工作物
- 3 法第十八条第一項第五号の政令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 地表から深さ二メートル以上の掘さく又は地すべり防止施設から五メートル（地すべり防止施設の構造又は地形、地質その他の状況により都道府県知事が距離を指定した場合には、当該距離）以内の地域における掘さく（地すべり防止施設から一メートルをこえる地域における地表から深さ五十センチメートル未満の掘さくで当該掘さくした土地を直ちに埋め戻すものを除く。）
- 二 載荷重が一平方メートルにつき十トン（地形、地質その他の状況により都道府県知事が載荷重を指定した場合には、当該載荷重）以上の土石その他の物件の集積